

この試験は、山梨県外の民間企業や公的機関等での職務経験を通して培った経験・ノウハウを持ち、即戦力となり得る人材を採用し、その新たな視点や発想等により、「意識改革」や「組織の活性化」を図るとともに、山梨県の重要課題である人口減少対策に向けたU・Iターン施策を推進するため実施するものです。

2019年度

## 山梨県（U・Iターン型）民間企業等職務経験者 職員採用試験案内

山梨県人事委員会  
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1  
電話 055-223-1821

山梨県ホームページ/職員採用サイト <https://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/saiyou/>

受付期間 令和元年8月9日（金）～9月6日（金）

第1次試験 令和元年9月22日（日）

### 本試験の特徴

- 第1次試験（教養試験）は、時事問題を重視し、社会的に幅広い分野の題材を出題することで、より社会人の方が受験しやすい内容です。
- 人物を重視する第2次試験に多くの方が臨める試験です。

### 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。

※ 採用予定人員は変更する場合がありますので、山梨県ホームページ/職員採用サイトで確認してください。

※ 民間企業等職務経験者職員採用試験に関するQ&Aは、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載しています。

### 2 受験資格

- (1) 昭和35年4月2日以降に生まれた者
- (2) 山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（平成31年3月末現在）有する者（ただし、平成31年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者は除く。）

※ 「山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとします。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとします。

- ・ 勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は職務経験に通算することができます。
- ・ 休暇・休業・休職等のため1ヶ月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除きます。

※ 「平成31年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者」とは、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県内に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職員として勤務している者又は勤務した経験のある者をいい、アルバイトやパートタイム形態で勤務している者を除きます。

※ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。)に1年以上継続して参加した期間は含むことができます。

**※ 最終合格発表後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。**

**なお、職歴証明書は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、1ヶ月以上の休職等の有無と期間について在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。**

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和元年9月22日(日) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	① 令和元年10月20日(日)	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	② 令和元年11月9日(土)又は令和元年11月10日(日)のいずれか指定する1日	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)

※ 第2次試験については、①②のいずれも受験する必要があります。

※ 第2次試験において指定された日程の変更はできません。

### 4 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験 (試験時間 120分)	80点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、<b>五肢選択式</b>による高等学校卒業程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出題数は40題(知識分野20題、知能分野20題)です。</li> <li>・ 出題分野は、次のとおりです。</li> </ul> <p>知識分野 (時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題)</p> <p>知能分野 (文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題)</p> <p>※時事を重視し、社会的に幅広い分野の題材(ICT、環境問題、社会保障など)を出題します。</p> <p>※「古文」、「哲学、文学、芸術等」、「国語(漢字の読み、ことわざ等)」の出題はありません。</p>

第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、 <b>適性検査</b> を行います。 社会性、貢献度、指導性等について、 <b>集団討論</b> を行います。 表現力、積極性、創造性等について、 <b>個別面接（2回）</b> を行います。
	論文試験 (試験時間90分)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、 <b>記述式</b> による試験を行います。
資格調査	—		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行います。

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題します。

※ 集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ／職員採用サイトに掲載しています。  
また、山梨県県民情報センター（甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館2階））でも閲覧やコピーができます。

## 5 合格者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定します。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、不合格となることがあります。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

- (2) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定します。

## 6 合格者の発表

第1次試験合格者	令和元年10月4日（金） 正午【予定】	山梨県庁の掲示板（防災新館東側）に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知します。 合格者の受験番号は、山梨県ホームページ／職員採用サイトにも掲載します。
最終合格者	令和元年11月18日（月） 正午【予定】	

※ 電話でのお問い合わせには応じておりません。

## 7 試験結果の開示

採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（身分証明書、運転免許証等顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接開示場所へお越しください。

受付時間は、開示期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	教養試験の得点及び順位	各試験の合格発表日から1月間	人事委員会事務局 (県庁別館3階)
第2次試験	受験者	第1次試験の開示内容、論文試験・人物試験の得点、第2次試験の合計得点、最終合計得点及び順位		

## 8 合格から採用まで

合格者は採用候補者名簿に成績順に登載され、任命権者が採用者を決定します。（最終合格者は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して、採用予定人員よりも多く決定する場合があります。その場合は、最終合格しても採用されない場合があります。）

なお、職務経歴期間の証明ができない場合又は試験申込書の記載事項に虚偽若しくは不正があることが明らかになった場合には、採用される資格を失います。

## 9 給 与

この採用試験に合格し採用される者の給料月額（初任給）（地域手当を含む。）は、民間企業等における職務経験年数等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

※初任給の例

職 種 採用時の年齢	民間企業等における 職務経験年数	給料月額（初任給） （地域手当を含む。）
30歳	8年	239,400円程度

※平成31年4月1日現在の状況です。

## 10 受 験 手 続

### ●必ずインターネットにより申し込んでください。

申込みの際は、山梨県ホームページ/職員採用サイト「申込について」「インターネットによる申込」を必ず最後まで読んだ上、手続きを行ってください。

申込みは受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には、受付ができませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分注意してください。

なお、データの到達（データが到達すると到達通知メールが自動送信されますので必ず確認してください。）から土曜日・日曜日・祝日を除いて3日程度で仮受付通知メール（人事委員会事務局が申込みを受理したことを伝えるメール）を送信します。**4日以上経過しても仮受付通知メールが到達しない場合は、直ちに人事委員会事務局に連絡してください。**

インターネットにより申込みができない方は、山梨県人事委員会事務局にお問い合わせください。（平日8時30分から17時15分まで）

受付期間	<b>令和元年8月9日（金）～9月6日（金）</b> 8月9日～9月5日は、24時間いつでも受け付けますが、9月6日は午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付けます。
申込み及び受験票の作成方法	山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から申込み及び <b>受験票の作成</b> を行ってください。（ <a href="https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/">https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/</a> ） ※事前に、山梨県ホームページ/職員採用サイト「申込について」「インターネットによる申込」を <b>必ず最後まで読んだ上</b> 、手続きを行ってください。

### ●注 意 事 項

- ・ **試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。**ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- ・ 試験当日、受験票には写真（タテ4.5cm・ヨコ3.5cm、上半身（胸から上）、脱帽正面向き、申込み前6月以内に撮影したもの）を貼って、持参してください。**写真のない者は受験できません。**
- ・ **試験当日は、受験票、濃さHBの鉛筆、消しゴム（砂消しなど紙を破損するおそれのあるものは不可）、鉛筆削り及び時計（計時機能だけのものに限る）を持参してください。**
- ・ 携帯電話については、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めません。
- ・ 試験会場への問合せは、試験日前・当日問わず行わないでください。
- ・ この採用試験の実施に際し収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・ 地震、台風等の災害等により、やむを得ず試験日程を変更するなど、試験に関して緊急のお知らせがある場合には、山梨県ホームページ/職員採用サイト等でお知らせします。

携帯サイト



スマートフォンサイト



※ 試験会場には駐車できません。公共交通機関を利用してください。また、送迎等のための試験会場への車の乗り入れ、試験会場周辺での駐停車もご遠慮ください。